	森田 学 Manabu MORITA	
芸術大学における教育の質保証に関す 一音楽実技系の学科の場合	る一考察	

近年、以前にも増して大学の教育の質が社会において求められるようになっているが、その理由として、これまでは入学偏差値に基づいて発表される「大学ランキング」などが実質的に大学の質を保証してきたが、大学全入時代と言われる現代においては偏差値による大学ランキングと大学の質とが必ずしも一致しているとは見なさない人の数が増えたことや、偏差値を高くすることに異常な注目が集まることで、とにかく正解することだけが目指され、学力の空洞化が生じたなどの要因が考えられる。このような現状においては、大学の質が保障されていることが大学を評価する大きな要因のひとつと見なされるようになった。

大学の質について、さまざまな議論がなされているなかで、その多くは、大学の質とは一体何なのか、大学の質をどのように判断するのか、大学の質を見分けるにはどのようにすればよいのか、といった疑問にたどり着く。大学の質保証の問題とは、社会が大学に求める「知の拠点」として国や社会からの要望に応えられるよう求められていることであるが、ここでの知とは問題解決の知であり、大学は問題解決の知を形成しうる拠点と見なされる。

問題解決の知とは、本来は個人の中から沸き起こる疑問への答えを見つけ出すべく、根本的かつ強度と耐久性を備えつつ徐々に醸成されるものである。学修者自身がまだ何かを学びたいのかを意識していない状態で、目前に事物・現象などを提示し、問題解決のための知について考え、身につけよ、と説いても必ずしもよい結果は得られないだろう。

芸術系の大学においてどのような人を育てるのかという問題については、大学で学んだことが就職(率)といかに連動しているかを明示することではないことを再度確認する必要がある。とはいえ、大学の説明責任の面から言えば、音楽大学で提供される教育が必ずしも直接的な就職率と連動しないことを説明しながらも、問題の本質に迫る術、問題解決の知を音楽を通して身につけるための高次の教育が提供されている点を強調できるのが理想的だろう。

芸術大学における教育の質の保証は、各大学や個々の教員の特質を活かしつつ、学生に何を求め、どのような音楽人を輩出するのかについて具体的に検討する必要がある。例えば、音楽大学の声楽科においては、作品の成り立ちや背景への理解を

深めるのは大切であると漠然と掲げるだけでなく、 具体的に外国語、文学、芸術、歴史(音楽史、社 会史・文化史も当然含まれる)、哲学・思想の理 解を欠いた演奏は、音声としては美しく響くこと はあっても、もはや芸術ではない、ということを 学生のみならず、教職員が強く意識し、カリキュ ラムポリシーやディプロマポリシーに則って、実 際に提供する教育の質と結び付けて行けるかどう かが重要なのではないだろうか。 はじめに

近年、以前にも増して大学の教育の質が社会において求められるようになっている。その理由として、入学偏差値に基づいて発表される「大学ランキング」などが実質的に大学の質を保証してきたこれまでに対し、大学全入時代と言われる現代においては大学入試のための模擬試験などをもとに算出された偏差値による大学ランキングと大学の質とが必ずしも一致しているとは見なさない人も少なからず居ること、偏差値を高くすることに異常な注目が集まることで――理由は理解していなくともとにかく正解することだけが目指されー一学力の空洞化が生じてきた、などの要因が考えられるだろう。

このような現状において、大学の質が保障されていることが大学評価の大きな要因のひとつと見なされるようになっている。厳密に言えば、大学の質保証と大学評価は同一のものではないが、一般的には同義のものとして理解されている。大学の質保証がおこなわれるのは、大学の特徴や今後より良い教育を提供する上での改善点を社会に向けて提示し、だれもがその大学の状況を多面的に把握できるようにするためだと考えられている。

大学の質保証には、大きく分けて内部質保証と外部質保証のふたつがあるが、本論では大学自身が自らの大学の質の保証をおこなう内部質保証についてまず考察を加えたい。次に社会において大学に何が求められているのかについて整理する。そして、実技系の専門学科においては、どのような人を育てるのか、ひいてはどのような人材を世に送り出すのかといった基本的かつ根本的な点についても再考する。その上で、芸術を教えることは何を意味するのか、何をどのように教えるのか、という芸術大学における教育の質について論じる。なお、本論では芸術全般についてではなく、芸術のなかでも音楽(特に論者の専門分野である声楽)について論を進める。

1. 大学の質保証について

ひとくちに「大学の質」と言っても、誰に対し てどのように保証されるべきものなのかについて 考える必要があるだろう。また、質が保証された 後、どのように維持されて行くべきなのかについ ても同様に考える必要があるだろう。

一般に、大学の質保証の目的は「大学として必要とされる基準や要件を充足しているかどうかを判断、若しくは判定すること」、「上記のような基準や条件の充足状況の確認の上に立って、大学の特質や要改善点を提示することを通じ、それぞれの大学の充実・発展を側面的に支援すること」、「上記2つの事項を社会に公表することによって、大学の社会への説明責任を全うさせ、社会一般の人々が、各大学の状況を多面的に把握できるようにすること」だとされる。(早田2015:9)

この質保証は、大学の受益者、つまり利害関係にある者を前提に設定されたものであるが、それは主に在籍する学生や大学入学志願者とその親や高等学校の進路指導を担う教師などである。広い意味で言えば、卒業生を雇用する立場にある企業や、教育費に用いられる税金の納税者といった社会一般の人々も、間接的には大学の受益者と言える。

志願者数が大学の収容定員を大きく上回っていた時代には、選抜試験における競争によってある程度大学の質は保証されていたのかもしれない。しかし、少子化時代を迎えた現在においては、選抜試験が質保証において機能しているとは言い難い状況にあるだろう。このような状況の中から、大学設置認可制度を補完するものとして質保証において重要な地位を獲得したのが、公的な大学評価制度である。(早田2015:11)

公的な大学評価制度には「大学機関別認証評価」と「大学法人評価制度」があるが、周知のように認証評価は全ての大学が受けなければならならず、この審査は認証評価機関によっておこなわれる。¹

大学の質保証の在り方について政府は次のような政策を打ち出している。² その政策とは「大学による教育活動の内容・方法などの水準を確保し、充実・向上させること」、「大学の質保証の確保とその充実・向上のために、大学外の機関が果たすべき役割(を果たしていくこと)」の2つに大別できる。このように、大学の質保証に関する政策は、質を維持し向上させるために大学自身の自助努力に委ねられているものと、第三者機関である認証評価機関による質の担保が図られるものに分かれているとも言える。

本論に大きく関わるのは前者、大学自身による

質の保証について考えることである。この内部質 保証において具体的に何が提言されたのかを見て みよう。(早田2015:12)

- ・学生の能動的な活動を取り入れた授業や学 習法、双方向の授業など、教育方法の質的 充実
- ・授業の事前準備や事後展開を含めた学生の 学修時間の確保・増加
- ・学修成果の可視化、教育過程の体系化、組織的教育の確立など、全学的な教学マネジメントの改善。
- ・厳格な成績評価の実施
- ・専門分野別評価の促進

ここで注目に値するのは、「専門分野別評価の促進」が質保証の提言として盛り込まれている点である。内部質保証の提言の多くは、特殊な学部・学科に向けられたものではなく、多くの人が広く思い浮かべる一般的な学部・学科が対象となっている。しかし、学部・学科によってはその分野ならではの特殊性や専門性がより追求されなければならない場合がある、という提言もなされているのである。芸術大学における専門実技教育においては、この専門分野別評価の促進こそが、質保証において非常に重要な要因となると論者は考えている

とはいえ、大学質保証政策は、質を維持向上さるべく大学自身が努力を重ねることだけを念頭に置いているわけではない。現行の考え方では、認証評価機関(第三者機関)による評価によって質の担保が図られるものと捉えられている。この認証評価は、学修成果重視³の立場から、教育の質向上や改革をサイクル化させ、それを組み込んだ教学マネジメント(内部質保証)の体制構築を促し、さらにはそれを運用する際により有効に機能するよう、側面的に支援することなどを目指している。

それぞれの大学が内部質保証の枠組みを構築した後、その枠組みにおいて教育改善の取り組みを効果的におこなっているかどうかを確認することが第三者機関による認証評価の目的であるため、認証評価においては各大学の取り組みそのものが直接評価されるのではなく、間接的な評価がなされる。

また、大学における教育活動は純粋に大学の価値判断だけに委ねられるものではないという事実も忘れてはならない。教育環境の適切性、財務状

況、学生の量的側面に関する諸事項の検証もすべからくおこなわれる必要がある。そこには多くの 矛盾や克服困難な問題が山積するだろうが、学生 の利益やそこで職務に従事する教職員の利益が確 保できているかを検証する際に、認証評価が直接 的な評価を下すことも起こり得る。つまり、認証 評価機関は評価対象によって直接評価、間接評価 を使い分けつつ、大学の質がいかに確保されてい るのかを検証し、必要とされる改善や改革の方策 を大学側に提示している。

ここまで確認してきたように、大学において学 生がどのような学びをおこなう、もしくはおこな えるのかという意味での質が、大学の質保証の核 となっていることが理解できるだろう。その一方 で、大学で学ぶ学生がどのような教育を受けてい るのかという点を見過ごしてはならない。2014年 の中央教育審議会での答申4に見られるように、 初等教育、中等教育においては「確かな学力」や それによって得られるであろう「生きる力」が、 高等教育の場ではそれをより一層発展させる必要 性が強調されるようになった。このような流れの 中で今後は、学生の入学から卒業までの学修成果 の測定や評価をおこなうにあたり、入学者の高等 学校卒業時の学習到達度を起点とする評価をおこ なう必要性が出てくるかもしれない。つまり、大 学における学びの質は高等教育機関において完結 した教育体制の中だけで図られるものではなく、 普通教育(初等・中等教育)と接続したものとし て質の保証を考えて行く必要があるし、ひいては、 入学者を選抜する方法とも関わってくるのだろう。

さまざまな議論がなされているなかで、関係者が常にたどり着く疑問は、「大学の質とは一体何なのか」「大学の質をどのように判断するのか」「大学の質を見分けるにはどのようにすればよいのか」というものではないだろうか。これは大学の質保証の問題究明が急ピッチで進められている反面、未解明な部分が少なからず存在することを意味している。

2. 大学に求められているもの

前項では政府による大学の質保証の在り方についての見解を見たが、ここではまず大学改革の出発点を確認しておきたい。2012年6月に出された「大学改革実行プラン」では、日本社会が直面す

る課題(社会の急激な変化⁵や東日本大震災という 国難)に立ち向かう上で、持続的に発展し活力あ る社会を目指した変革を成し遂げなければならな いので、大学及び大学を構成する関係者には、社 会の変革を担う人材の育成、および「知の拠点」 として世界的な研究成果やイノベーションの創出 など重大な責務を有しているという認識と国民や 社会の期待に応える大学改革を主体的に実行する ことが求められる⁶、と述べられている。つまり、 大学は持続的に発展し活力ある社会を支えるため の知の拠点として位置付けられているのである。

ではここで言う「知」とは一体何を指しているのだろうか。大学改革実行プランは、この改革によって期待される成果として「生涯学び続け主体的に考える力を備えた人材⁷の育成やグローバルに活躍する人材の育成、日本や地球規模の課題を解決しうる大学・研究拠点の形成、地域課題の解決の中核となる大学の形成など、社会を改革するエンジンとしての大学の役割が国民に実感できること」を挙げている。つまり、ここでの知とは「問題を解決へと導ける知」を指している。

大学が、この問題解決の知を形成しうる拠点と なることを促進するために、知の形成力の差によ って助成額を決定するとしている。8 そして、問 題解決の知を形成するために、「アクティブ・ラー ニング」の導入が求められている。9 2012年3月、 中央教育審議会大学教育部会「予測困難な時代に おいて生涯学び続け、主体的に考える力を育成す る大学へ――審議まとめ」0では、予測困難な時代 に生涯学び続け、主体的に考える力を持った人材 は受動的な学修経験ではなく、能動的学修によっ て形成される、としている。アクティブ・ラーニ ングとは、教員による一方的な講義形式の教育で はなく、学生の能動的参加を取り入れた、双方向 の講義・演習・実験・実習・実技などの授業を中 心とした教育であるが、そこでは問題解決に役立 つ知性、汎用的能力の育成が求められている。

このような見通しのもと大学教育改革が進められているが、そこでは規則の細分化と一律化やコンプライアンス重視といった傾向が見られる。例えば、「課程認定」や「教職課程認定」において規則が細かく定められ、従来は教職課程の授業・教員として認められていたものが認められなくなるといった事態が起こっている。¹¹ また、芸術や実技を教育の中心とする大学においても論文や評論、報告書などの活字業績が一律に求められる場合も

同様の例と言える。コンプライアンス重視の流れについても、大学研究者の資金の使い方に関する規定が細かく定められている。そして、詳細に一律化された規定に基づいたアクティブ・ラーニングにおいては、音楽や美術の実技教育は(従来型のいわゆる実技レッスンのままであれば)アクティブ・ラーニングに当たらないと判断されている点にも留意しなければならない。¹²

大学教育において、現代の日本や地球上で起こっている問題や課題に対応するための問題解決の知を重視するのはもっともなことだろう。しかしながら、問題解決の知とは、東京大学教授田中智史によれば「長期的な視野、根本的な強度のもとに醸成される『問いの知』に根ざすべきもの」であり、具体的で解決可能である「問題」と、根本的な解決や解答とは馴染まない「問い」とを区別するべきだとしている。¹³ これは、学修者自身がまず何かを学びたいと自ら欲することで、目前にある事物・現象などをより良く知ろうと欲し、そこで学修者の心に自然に生まれ出る「問い(かけ)」があってこそ、問題解決へのより良いアプローチが始まることを見事に言い当てている。

大学が社会を支えるための知の拠点として位置付けられていることはすでに述べた。現代の日本社会を豊かにしようとする中で、市場化というキーワードをよく耳にする。市場化の高等教育への影響は数年前から既に指摘されている(大場2009:185-196)。市場化とは、利益や利潤に還元され、どれだけ費用がかかり、どれだけ利益をもたらすのかが重要になることである。この原理が教育に持ち込まれると、人(間)そのものに目が向けられるのではなく、人材としての有用性(役に立つ・立たない度合い)が追求されてしまう。

本来、市場化は利潤を追求するための経済の考え方であるが、現代社会においてはこの市場化の原理が他の分野にも知らず知らずのうちに浸透している。田中によれば、本来、経済においては利潤、政治においては権力、法においては合法性、教育においては人間形成・能力形成を求め・おこなうシステムだと言う。さらに、少し前までは経済システムは他のシステムと区別されていたが、現在では教育システムへの経済的思考が浸透し、広範囲に深く及んでいるとしている(田中2016: 3-4)

また、「法令を遵守する、遵法の精神」を意味するコンプライアンスについても注意が必要だろう。

新聞やニュースの報道で、データ偽造に関する事 件、資金の不正な扱いや虚偽報告などが次々と出 てくるのを見聞きする。確かにこの意味ではコン プライアンスを重視する必要があることは間違い ない。田中は、2015年3月に公正取引委員会が出 した報告書「わが国の企業における外国競争法コ ンプライアンスに関する取組状況について ¹⁴に見 られる、「コンプライアンスがグローバル・ルール であることが強調され、それを重視することが利 益をあげることにつながる」点を指摘する(田中 2016:4)。大学改革について語られる際、「コンプ ライアンス」と「グローバル化」という言葉が頻繁 に用いられるが、グローバル化とは、一般に(国 境や政体など)従来の境界線を越えて商品・人材・ 情報が世界に広がることを意味し、利潤を一義的 に追求するという意味での経済の考え方が浸透し た社会構造においては、人間を人材や能力と見な し、利潤を生み出さないものや(利潤を生み出す 上で)有能性を発揮しない人材を切り捨てるとい う問題にも繋がる。15

大学の教育改革に話を戻そう。それでは、教育 の場でコンプライアンスを徹底するだけで、嘘を つかない人間、人を騙さない人間という意味での 「公正な」人材を社会に還元できるのだろうか。 教育の場で、人間性を生成する上での道徳規範で ある「人間性を豊かにする」とか「情操を養う」と いった具体的な例を細かに挙げながら、それらを 履行させたとしても公正な社会を支える人材を輩 出しつづけることは難しいだろう。これは、道徳 規範とは倫理感に従って何らかの実践がおこなわ れた結果として、そこで何が必要であったのかを 後から表象したものであるからである。つまり、 倫理的な実践がおこなわれる前から達成されるべ き目的として設定されるべきものではないので、 その達成が難しいのは当然の帰結なのである。コ ンプライアンスそのものがいかに正しいことであ っても、正誤だけが重要視され、正当性を担保す る規則として強調されると、反対に負の効果が現 われることにも留意する必要がある。

3. 芸術系の大学においてどのような人を育てるのか

冒頭で既に述べたように、本論では芸術のなかでも音楽(特に声楽)ジャンルについて論を進める。芸術大学・音楽大学の声楽科においてどのよ

うな人――教育改革的には「人材」――を育て、 輩出するのかについてのヴィジョンを持つことは 非常に重要である。

ここで、芸術・音楽大学の方針、いわば学生の 受け入れ方針となるアドミッションポリシーにつ いて見てみよう。

- ●東京藝術大学音楽学部声楽科:優れた声楽家になる可能性を持ち、智と人間性に優れた人材¹⁶
- ●国立音楽大学音楽学部演奏・創作学科

(声楽専修):

オペラやコンサートの演奏家としてのみならず、教育現場や社会の様々な音楽シーンでの活躍を目指す積極的な人を求めます。¹⁷

●東京音楽大学音楽学部音楽学科(声楽専攻): [声楽コース]音楽~歌~を愛し、演奏家、 教育者などを目指して学ぶための資質を有し、 熱意を持って努力し続けることのできる人材 を求めます。声を楽器として創り上げるため に、基礎的な歌唱力、語学力が必要です。ま た、周囲との協調性や社会性も身に付け、豊 かな人間性を育むために、広い視野を持って 学ぶ姿勢が望まれます。

[声楽演奏家コース] 声楽専攻 (声楽)のアドミッション・ポリシーに加えて、国際的にも活躍できる実力を持った音楽家の育成を目指すという観点から、その学習のためのより高い資質、より強い意欲が必要です。¹⁸

●桐朋学園大学音楽学部音楽学科:

「音楽表現に対する能力や意欲を有し、自己の目標を持っている者」「音楽文化に関する知識と技量を習得し、社会の発展に貢献する意思のある者」「音楽文化の領域を学ぶために必要な理解力・構想力を持っている者」¹⁹

●聖徳大学音楽学部演奏学科:

「入学後の学修に必要な基礎学力および実技能力を有する」「音楽に関する事象に対して広い視野で論理的に考察できる」「音楽を解釈し、的確に表現することの喜びを伝えることができる」「人間と文化への関心を持ち、演奏表現、および音楽教育を通じて社会へ貢献しようとする意欲がある。²⁰

それぞれの大学の特色、創意工夫が見られるが、 大きな特徴として主に卒業後の職業を具体的に示 しているか否かに分かれているように見受けられる。いずれにしても専門的な音楽 (声楽)教育を受ける上で必要最低限の能力・技量・学力があらかじめ想定されている。しかし、この設定ライン、特に声楽実技に求められるラインは、一般的な大学入試における学力試験のようには明示されておらず、音楽大学の透明化や情報開示という社会の欲求に応じて説明責任を求められることも少なくない。

もちろん、入試選考サイドのさじ加減、選考委 員の実技レッスンを事前に何度も受けることでの み合格ラインがおぼろげに見えてくるという現状 があるとするならば、当然のことながら是正され なければならない。しかしながら、楽器が肉体で ある声楽においては、入学試験時点での演奏の「完 成度」を一律数値化できる評価基準に当てはめた 場合、問題が生じてしまう。というのも、個々の 身体・精神の成熟度と有機的に絡んでいる声楽に おいては、いわゆる「のびのびとした、良い声が 出る「楽譜に記されたことを正しく読み取り、表 現できる」という基準だけでは計れないものがあ ると論者は考えている。例えば、良い声は「出る」 ものか「出せる」ようになるものなのか。良い声 の定義とは何なのか。どの国の、どの時代の、ど のようなジャンルの作品にも対応できる歌唱・表 現技量を優れたと見なすのか。21

このように共通の枠組みや数値化の難しい分野ではあるものの、音楽大学を受験しようとする学生や両親などに、出来る限り明確な指針や基準を示す努力は最大限おこなわれるべきである。例えば、作品を演奏する際に演奏家の武器となる発声技法については、――持ち合わせている身体的な状態による個人差はあるものの――大学の4年間でその基礎をマスターするためのレッスン時間が確保されている、といった声楽家になりたいと望む学生が最も知りたいであろう情報をまず提示することも有効ではないだろうか。その上で、基礎をマスターするための時間数を、声楽教師としての考え、大学の運営を健全におこなう上での数字などを加味しながら、具体的な設定値を話し合う必要があると論者は考えている。

音楽大学における声楽の指導には純粋な意味での高等教育の範疇からは時としてはみ出す徒弟制度的な面が伴う。とはいえ、徒弟制度を大学教育にそのまま適応できないのは容易に理解出来るだろう。当然のことながら、高等教育機関としての

大学は、職業訓練に特化した教育機関ではないため、高等教育機関としての専門教育を提供し教養を身につける場を提供する必要がある。前出の各大学のアドミッションポリシーにもあるように「音楽とは何かを理解し、作品の本質を読み取り、それを表現し伝えるために必要な知識と技量、さらには人間性を有する、もしくはそれらを得たいと強く望む」学生を大学は求めている。そして、学生が入学した後にはそれを学生が得るための機会を提供する責任を大学は負っている。

4. 芸術系の大学における教育の質の保証とは

多くの芸術・音楽大学は、学生に対して専門実 技の修得と並んで、音楽家たるに値する豊かな教 養を学生自らが積極的に身につけて行くことを望 む、とホームページなどで謳っている。では、音 楽家として、音楽の演奏に必要とされる豊かな教 養とは何なのかとなると、具体的にそれを示して いる大学は少ない。もちろん、必要に応じて適宜、 幅広い教養を身につければよい、と言ってしまえ ばそうなのかもしれないが、学びの場を提供する 大学自身が「豊かな教養」をどのように捉えてい るのかを示す必要はあってもよいのではないだろ うか。

以下、東京藝術大学音楽学部のカリキュラムポリシーを引用する。 22

音楽学部は、音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材の育成を目的としている。そのために、音楽学部では科・専攻ごとの特性を最大限に尊重した教育課程を編成しているが、すべての科・専攻に共通する教育課程のプラットフォームと、その教育目標は次のようなものである。

- 1. 学生が専攻する分野における、専門的かつ 応用性のある技術・知識・音楽性を着実に 身につけさせる(専攻実技等、楽理科専門 科目、音楽環境創造科プロジェクト科目)。
- 2. 学生の専攻分野と密接に関わる楽器または 声楽の実技を習得させる(副科実技等)。
- 3. 音楽家としての基礎的な音楽性、読譜力、

西洋音楽の基本的な語法を体得させる(ソルフェージュ、和声)。

- 4. 音楽の専門家として不可欠な基礎知識、理論、技法を身につけさせる(専門基礎科目)。
- 5. 芸術、歴史、文化、社会にわたる幅広い教養、および健康な身体を養う(一般教養科目、保健体育科目)。
- 6. 音楽をとりまく文化的環境を理解し、世界 の音楽家とコミュニケーションをとるため に必要な言語能力を養う(外国語科目)。
- 7. 上記の能力の総合により、専攻する分野に おける表現行為として集大成させる(卒業 演奏、卒業作品、卒業論文、卒業制作、卒 業研究)。

学科や専攻ごとの特徴を尊重するとした上で、東京藝術大学音楽学部の考える音楽家とは以上のような専門教育を受けた者と捉えていることが分かる。

1.~4.は音楽に直接関わる内容で、教養としては5.と6.を想定している。音楽を理解するために、芸術、歴史、文化、社会に関する一般教養と共に、世界の広範囲に亘って活動する機会を得るために外国語の習得が求められている(声楽専攻においては、さらに声楽作品のテキストとなる言語の習得も必要不可欠となる)。さらに具体的に何を学ぶのかについてはシラバスなどを参照することになるのだが、豊かな教養がどの範囲にまで及ぶのかというビジョンは示されている。

その一方で、じっくりと歌唱に必要な基礎力を 養いつつ音楽の表現力を磨いた上で、幅広い音楽 的知識や一般教養を身につけ、豊かな感性と創造 力を持った人間性あふれる音楽家を育成する、と いった目標を掲げる大学もある。もちろん、4年 間でそれほど多くのものを学べると言い切るのは 現実的ではない、実情にそぐわないという考え方 も十分理解できるし、歌唱技法の確固たる基礎が 4年間で身につけば、声楽家を目指す学生にとっ て何物にも代えがたい宝になることは間違いない。 と同時に、自分に何が必要なのかを1から10まで 手取り足取り教えてもらおうとする態度で臨む学 生が、真摯に専門教育を受けようとしているとは 言えないという考えにも大いに賛同できる。とは いえ、大学改革の要請に応えながら大学教育のよ り良い在り方を求めて行くならば、音楽家に求め られる一般論としての教養とは具体的に何を意味

するのかをある程度明示することに意義はあると 論者は考える。

国立音楽大学の声楽専修のカリキュラムポリシ ーを見てみると、「基礎課程では、素直でより自然 な発声をめざして「声楽の為の声づくり」をおこ ないます。必修科目として、ドイツ語、イタリア 語、フランス語のディクション授業を通じて、幅 広い言語による声楽表現を身につけます。専門課 程ではオペラや、歌曲・オラトリオのアンサンブ ルなどを通して対話と協調性を学びながら、より 高度な音楽性を創り上げます23とある。何よりも まず、歌唱の手立てとなる発声技法を、レッスン で、歌唱の基礎として、最初に学ぶことが明記さ れている。それと同時に、歌唱のための外国語の 発音をクラス授業で学び、複数の言語で表現でき ることが目指される。ここまでが、基礎課程で学 ぶ内容である。続く専門課程においては、それら の知識や技能を踏まえて、共演者と共に演奏しな がら音楽をいかに作るかという術を学んでゆく。

論者の私見では、非常に質の高いカリキュラムであり、ポリシーの説明としては明瞭である。とは言うものの、教育の質を保証するための――これから教育を受けようと思う側の人間が教育の質が保証されていると確実に納得できるという意味での――説明としてはさらに詳しくなされる必要があるだろう。そこで、学びのシステムや特徴について見てみると、次のように記されている。

私たちが発する声には自分自身の感性や人間 性が現われます。

「くにたち」の歴史と伝統ある指導法で正しい 声を作ります。単なる技術だけでなく、作品の 成り立ちや背景への理解を深め、自身の個性と も調和させて表現力を磨きます。

「基礎課程」では、イタリア語、ドイツ語、フランス語において、正しい発音のマスターはもちろんのこと、曲のリズムに乗った自然な発音、言葉の持つ意味を理解、微妙なニュアンスまでも身につけ、豊かな表現力につなげる技術を修得します。「専門課程」では、「歌曲ソリスト・コース」や「オペラ・ソリスト・コース」をはじめ(オーディション制)、より専門的なコースの選択が可能になるほか、指揮者やコレペティートル、合唱指導など幅広い教育を受けることも可能です。24

歌声は単に美しいとか自然に聞こえるだけでなく、 そこには歌う人の感性や人間性が現われるため、 声を出す術だけが独立することなく、演奏する作 品の成り立ちや作品の背景にあるものを深く知っ た上で作品を解釈し、個性と調和させた表現とし て提示できるように努めることが記されている。

作家や作品について深く知る上で必要不可欠と なる教養を身につけるための教育への取り組みの 好例のひとつとして、国立音楽大学の教員が編ん だ著書『教養としてのバッハ』がある。バッハ (Johan Sebastian Bach 1685-1750)の作品の成り 立ちや背景への理解を深める前提として、バッハ の生涯、時代、神学、音楽、楽器、社会、文化な どについて9名の研究者が14のトピックを立て、 解説している。そこで著者のひとり礒山雅は「英 知の限りを尽くして作られているだけに、一度で すべてわかるというものではない。だがそれは、 学びの段階に応じて発見の喜びを与えてくれる、 報いの多い対象である」と述べている(礒山 2012:4)。また、この14講が2011年度後期に同大 学で開講された「バッハとその時代」の内容が集 約されたものであること、教養教育のひとつのあ りかたを示そうとしたものであることが記されて いる。

ドイツ・リートやワーグナーの劇作品など、ドイツの声楽ジャンルだけでなく、イタリア声楽曲においても、音声としての声の美しさを追求するだけでは不十分である。イタリア声楽の奥深さを知るために編まれた『イタリアのオペラと歌曲を知る12章』(嶺2009)も、音楽大学で声楽を学ぶ学生への教養教育のありかたを示した一例である。同書では、イタリア文学の伝統に常に流れるダンテやペトラルカに始まり、ルネサンスの宮廷社会、バロック劇場と舞台背景画とその効用、バロック時代の劇的表現、オペラ台本のしくみ、歌曲で扱われる詩人とその特徴など、イタリアのオペラや歌曲作品を読み解く上で前提となる教養を紹介している。²⁶

作品の成り立ちや背景への理解を深めるための 具体的な手立てを学ぶ講義の一例をもうひとつ紹 介したい。2016年9月27日、東京音楽大学イタリ ア語講座の特別講義として、ローマ第3大学教授 のラッファエーレ・ポッツィによる「イタリア音 楽史」の講義がおこなわれた。ポッツィはペトラ ッシ (Goffredo Petrassi 1904-2003)作曲の《死者 の合唱 Coro di morti》をペトラッシの生涯、彼の 生きた時代(歴史)、文学作品・文学史と彼の時代における作品の受容²⁷、彼自身の言葉を辿りながら、ペトラッシがいかにしてこの作品を残したのかを時系列に沿って学生と共に追体験する。そこで、作曲家の思いや主張がどのような音楽として現われているのかを説明し、(CDに録音されたものではあるが)まずは実際にどのような音が響いているのか、そこから何を感じ取ったのかを、意識的に言語化してゆく。ストレートな鑑賞の後に、楽譜や詩句にも目を向けながら、作曲家が楽譜に書き記したコードを読み解いた上で、それらが全体の作品のなかでどのように現われるのか、表されているのかを演奏者の表現にも注意しながら、さらに作品を鑑賞する。

講義内容としては、ペトラッシが幼少時代から 所属していた教皇庁の児童合唱とローマやイタリ アの音楽事情、教会建築と音響的側面、ペトラッ シがサンタ・チェチーリア音楽院の修了作品とし て書いたものが1880年世代の代表格のひとりカゼ ッラ (Alfredo Casella 1883-1947)の目に留まった 後ふたりは親交を重ねたこと、1940年6月ヴェネ ツィア広場でのムッソリーニによる参戦宣言とそ の嫌悪感(単たるプロテスト・ミュージックとは 違う点も指摘)、レオパルディの詩句から音楽の 構造が決定されていること、人間の運命や存在と は何かという問いに対するレオパルディの唯一の 答え「無」での扱い、テキストの表現にあいまい なものは介在しないものの、言葉(思考)よりも 先にやってくる「生」をどのように捉えているか、 といった点を学際的に提示することで学生の興味 と理解を深いものにしていた。

まとめ

大学の質について、さまざまな議論がなされているなかで、その多くは「大学の質とは一体何なのか」「大学の質をどのように判断するのか」「大学の質を見分けるにはどのようにすればよいのか」という疑問にたどり着く。

大学の質保証の問題は、社会が大学に何を求めているのかという問題と密接に関係していると言える。つまり、知の拠点として国や社会からの要望に応えられるよう求められているのだ。そこで、大学における「知」とは何なのか、という問題が次に浮かんでくる。この知とは、問題解決の知で

あり、大学は問題解決の知を形成しうる拠点と見なされる。問題解決の知とは、本来は個人の中から沸き起こる疑問「どうして?」の答えを見つけ出すべくして、根本的かつ強度と耐久性を備えつつ徐々に醸成されるものであり、学修者自身がまだ何を学びたいのかを意識していない状態で、目前に事物・現象などを提示し、問題解決のための知について考え、身につけよ、と説いても必ずしもよい結果は得られないだろう。

次に、芸術系の大学においてどのような人を育てるのかという問題については、大学で学んだことが就職(率)といかに連動しているかを明示することが、その答えではないことを再度確認する必要があるだろう。とはいえ、誰にでも分かりやすく、その場で確認できるかたちとして、この点を重要視する人も現代社会には少なからずいる。大学の説明責任の面から言えば、音楽大学で提供される教育が必ずしも直接的な就職率と連動しないことを説明しながらも、問題の本質に迫る術、問題解決の知を音楽を通して身につけるための高次の教育が提供されている点を強調できれば理想的だろう。

最後に、音楽大学における教育の質の保証につ いては、各大学や個々の教員の特質や活かしつつ、 学生に何を求め、どのような音楽人を輩出するの かについて具体的に検討する必要があるだろう。 例えば、カリキュラムポリシーとして作品の成り 立ちや背景への理解を深めると掲げてはいても、 実際にはレッスンの前に自分に調べてきなさいと 言うだけだったり、関連しそうな講義を履修して 勉強しなさいと学生に促すだけでは、高い学習効 果が望めるとは言い難い。また、教育の質が保証 されていないのではと、理解される危険性も伴う。 西洋音楽の声楽に特化して言えば、外国語、文学、 芸術、歴史(音楽史、社会史・文化史も当然含ま れる)、哲学・思想の理解を欠いた演奏は、音声 としては美しく響くことはあっても、もはや芸術 ではない。このことを学生のみならず、教職員が 強く意識し、カリキュラムポリシーやディプロマ ポリシーに則って、実際に提供する教育の質と結 び付けてゆけるかどうかが重要なのである。

註

1 認証評価に対して、大学法人評価は大学運営の効率性確保を 目指すべく、国立や公立の大学法人を被評価者として、設置 2 2013年4月の中央教育審議会大学分科会で出された「第7期大学分科会の審議事項」と同年5月に教育再生実行会議で出された「第7期大学分科会の審議事項」と同年5月に教育再生実行会議で出された「これからの大学教育の在り方について(第3次提言)」、同年6月の閣議決定「第2期教育振興基本計画」などからその動向を知ることが出来る。また、第7期大学分科会の審議事項に関わる当日配布資料が閲覧できる(2016年9月11日参照:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/attach/1333451.htm)。同様に、これからの大学教育の在り方について(第3次提言)については(2016年9月11日参照:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1340416.htm)、第2期教育振興基本計画の概要と本文は(2016年9月11日参照:http://www.mext.go.jp/a_menu/

者自らが評価するもので、主に社会への説明責任が重視される。

3 認証評価において学修成果が重視されているのは、今日の社会が大学に対して、卒業時に大学で何を修得し、何が出来るようになったかを可視化できる教育が強く求められているからである。可視化できる教育——数値化できる評価と混同されることも多いが——、学修成果を重視する教育への転換が叫ばれている中で、大学は教育目標に沿った教育の質について責任を持つように強く求められている。

keikaku/detail/1336379.htm) に公開されている。

- 4 次のサイトで閲覧可能 (2016年9月11日参照: http://www.mext. go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/ afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf)。
- 5 急激な少子高齢化の進行、地域コミュニティの減退、グローバル化によるボーダレス化、新興国の台頭になる競争激化など。
- 6 大学改革実行プラン (2016年9月13日閲覧:http://www.mext. go.jp/b_menu/houdou/24/06/1321798.htm)。
- 7 以前は「人(間)」という表現が用いられていたが、現在では「人材」という表現が用いられる。
- 8 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施。
- 9 大学改革実行ブランにおいては、「能動的学修」という言葉が用 いられている。
- 10 次のサイトで参照可 (2016年9月13日閲覧: http://www.mext. go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183. htm).
- 11 このような問題にいち早く対処した例として、玉川大学芸術 学部メディア・アーツ学科の小倉康之教授が中心に創刊した 『芸術教育研究』(査読付)の好例がある。
- 12 文部科学省がホームページで公開している『用語集』(2016年9月13日 参照:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_3.pdf) によれば、アクティブラーニングを「教員による一方方向的な講義形式の教育とは異なる、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」と定義している。
- 13 「国立音楽大学教職員研修会講演資料」(田中2016:2-3)。
- 14 次のサイトで閲覧可能 (2016年9月14日参照: http://www.jftc. go.jp/houdou/pressrelease/h27/mar/150327_1. files/150327houkokusvo.pdf)。
- 15 能力や有能性を正等に評価することはもちろん必要である。しかしながら、教育のシステムのなかに無意識のうちに浸透している他のシステムの考え方をそのまま適応させることについては注意が必要であろう。
- 16 大学公式ホームページ (2016年9月27日参照: http://www.geidai.ac.jp/department/music/admission policy)。
- 17 大学公式ホームページ (2016年9月27日参照: http://www.kunitachi.ac.jp/undergraduate/college/perform/vocal.html)。
- 18 大学公式ホームページ (2016年9月27日参照: http://www.tokyo-ondai.ac.ip/houshin/admission_vocal.html)。

- 19 音楽学部音楽学科としてのアドミッションポリシー (2016年9 月27日参照: http://www.tohomusic.ac.jp/college/admissions/ boshuyoko/index.html)。
- 20 音楽学部としてのアドミッションポリシー (2016年9月27日参照: https://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy.shtml#c_gakka07)。
- 21 わが国の音楽界においても、「グローバルな」歌手が求められることが増えてきた。ほぼ間違いなく「言語」が関わる声楽においては、イタリア、ドイツ、フランス、ロシアなど、多くの言語やその言語を使って営まれている社会、そこで育まれてきた文化・芸術を広範囲に体得し、表現者となることは難しいように思える。ジャンルは異なるものの、建築家の隅研吾は、金融のグローバル化の要求と合致したポストモダニズムが徐々に本質を見失い、「場所」という観念(その場所が育んできた独特の技術、場所と一体となった生活など)も失われた、とした上で、人の関心が物からコミュニケーションに移行する時代にあってはこの場所の復活が問われている、と指摘している点が興味深い(隅2012:22-26)。
- 22 2016年9月27日 参照: http://www.geidai.ac.jp/department/music/admission_policy。
- 23 2016年9月27日 参 照:http://www.kunitachi.ac.jp/ undergraduate/college/perform/vocal.html。
- 24 同上。
- 25 発声法の持つ意味や言葉の心などついては、中村1994に詳しい。
- 26 個々の作曲家や作品と直結するかたちで示されていないため、 イタリア音楽が主に耳に心地よいものだと捉えている読者に は理解が難しいかもしれない。
- 27 《死者の合唱》のテキストはレオパルディ(Giacomo Leopardi 1798-1837)『道徳小品集Operette morali』の一篇「フェデリーコ・ルイシュとミイラとの対話Dialogo di Federico Ruysch e delle sue mummie」の冒頭に置かれている韻文(11音節詩行と7音節詩行によるカンツォネッタ形式)である。レオパルディとペトラッシの間には100年ほどの隔たりがある。また、原詩が作曲家によって再解釈され音楽作品として提示された時点ですでに同じ作品ではなくなり、それが音楽作品の特徴ともなる点をポッツィは指摘している。

参考・引用論文

- 礒山雅ほか[編著](2012)『教養としてのバッハ 教養・時代・ 音楽を学ぶ14講』アルテスパブリッシング。
- 大場純 (2009)「日本における高等教育の市場化」『教育学研究 第76集・2号』日本教育学会。
- 小倉康之[編](2013)『芸術教育研究 vol.1』玉川大学芸術学部。 木間英子(2008)「日本における音楽教育理論の美学的基盤の研究: 情操教育としての音楽教育再考」一橋大学博士論文。
- 隅研吾(2012)『場所原論』市ヶ谷出版社。
- タイラー、R. W. (1978) 『現代カリキュラム研究の基礎―教育過程 編成のための』(金子孫市監訳) 日本教育経営協会。
- 田中智志 (2016)「昨今の大学教育改革について」国立音楽大学教職員研修会資料。
- 中西千春(2015)「ブルームのタキソノミー改訂版「認知プロセス 領域分類」を活用するために」、『研究紀要 第50集』国立音楽 大学
- 中村義春(1994)「歌唱表現の可能性に関する考察」『東京学芸大学紀要第5部門46集』東京学芸大学。
- 西岡加名惠、石井英真、田中耕治[編](2014)『新しい教育評価入門』 石悲閉
- 早田幸征[編著](2015)『大学の質保証とは何か』エイデル研究所。 嶺貞子[監修](2009)『イタリアのオペラと歌曲を知る12章』東 京堂出版。